

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、**使用する労働者の人数にかかわらず（*）、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。**

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

使用する労働者の人数にかかわらず（*）、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（歯科健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

* 令和4年10月1日施行。

なお、労働者数50人以上の事業場は、令和4年9月30日以前に実施した歯科健康診断についても、改正前の規則に基づき報告が必要です。

歯科健康診断の実施後 結果報告書の提出が必要です

労働安全衛生規則が改正され、有害な業務に従事する労働者に歯科健康診断を実施したときは、**使用する労働者の人数にかかわらず**、遅滞なく、安衛則様式6号の2により、健康診断の結果を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（令和4年10月1日以降に実施する歯科健康診断）

なお、労働者数50人以上の事業場については、改正前の労働安全衛生規則に基づき令和4年9月30日以前に実施した歯科健康診断についても、報告が必要です。

様式第6号の2（第52条関係）（表面）

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

8 0 3 0 4

労働保険番号	<input type="text"/>	在籍労働者数	<input type="text"/> 人 <small>右に続けて記入する</small>
対象年	9：令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>1～3年は右↑</small>	健診年月日	9：令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>1～3年は右↑ 1～3月は右↑ 1～9日は右↑</small>
事業の種類	事業場の名称		
事業場の所在地	郵便番号() 電話 ()		
健康診断実施機関の名称	<input type="text"/>		
健康診断実施機関の所在地	<input type="text"/>		

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容	
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数		<input type="text"/> 人 <small>右に続けて記入する</small>
受診労働者数		<input type="text"/> 人 <small>右に続けて記入する</small>
所見のあった者の人数		<input type="text"/> 人 <small>右に続けて記入する</small>

折り曲げる場合は(▲)の所を谷に折り曲げる

産業医	氏名 所属機関の名称及び所在地
-----	--------------------

年 月 日

事業者職氏名
労働基準監督署長殿

受付印

様式のダウンロードについては、準備が整い次第、厚生労働省ホームページに掲載予定です。